

平成25年4月22日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午後3時0分

○散会時刻 午後3時53分

○場所 全員協議会室

○出席委員（10人）

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

小林市之 委員

雨宮幸男 委員

大河巳渡子 委員

雨宮英雄 委員

高橋祐司 委員

○欠席委員（1人）

ドゥマンジュ恭子 委員

○事務局

小林明信 事務局長

堀江正憲 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

小島伸夫 事務局副主幹

佐野竜也 議事係長

石坂知之 議事係主査

○案件

1 検討・協議事項	1
(1) 協議項目（127項目）の検討結果等の確認について	1
(2) 議員研修について	5
(3) 市民への議会報告実行委員会について	8
(4) 政治倫理に関する規定について	15
2 報告事項	17

(1) 議会基本条例の広報資料について.....	17
--------------------------	----

午後3時0分 開議

○川畑副座長

皆さん、こんにちは。ただいまから第32回議会改革検討代表者会議を開催させていただきます。

本日は、ドゥマンジュ委員さんから、欠席するとの届け出がございますので、御報告申し上げます、御了承のほどお願い申し上げます。

初めに、伊藤座長から御挨拶をお願いいたします。座長。

○伊藤座長

皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

平成23年の9月に、この議会改革検討代表者会議を設置させていただき、翌10月4日の第1回会議から本日まで、32回の会議を重ねてきたところでございます。この間、各会派から、先例申し合わせを含めた127項目に及ぶ改革の提案をいただき、これらについて協議、検討し、合意されたものから順次実施してきたところでございます。そして、最終的に合意に至った事項を柱といたしまして調布市議会基本条例を制定していこうという合意のもとに、鋭意協議を進めてまいりました。

委員の皆さんの御協力により、12月には全ての項目について協議を終え、一定の方向性を出すことができました。また、最終の目的でありました議会基本条例につきましても、去る3月27日、第1回定例会最終日に、全議員の共同提案というこの上ない形で制定することができました。改めて、この1年半にわたる皆さんの御協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

きょうは、私たちのこの代表者会議、5月末で任期が切れるということでありまして、その間をお願いしなければいけないこと、また、その後いろいろと協議していただくこと、そうしたことを含めて整理させていただければと、このように思っていますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それでは、日程の1、検討・協議事項に入ります。

提案項目（127項目）の検討結果等の確認についてを議題といたします。伊藤座長から順次説明をお願いいたします。座長。

○伊藤座長

それでは、協議事項（127項目）の検討結果の確認についてを資料84に沿って御説明し

たいと思います。

本日まで32回にわたる会議によりまして、提案いただきました全ての項目について協議を終了し、大きな目標でありました議会基本条例も制定することができました。一方、これからは、議会基本条例に規定した内容に対しまして、議会または個々の議員として責任を負うこととなります。同時に、議会改革について、私たちが今後も不断の努力を求められるということでもあると理解しているところであります。

そうした意味からも、ここで改めて、これまで協議してまいりました改革項目のうち、継続協議となっている項目や、議会運営委員会において協議いただく項目等について再度確認するとともに、検討が必要な項目については一定の方向が示せるよう、私たちが任期中にまとめることができるように、最後まで努力をしていきたいと考えています。

なお、その後に残されたものにつきましては、幹事長会議及び議会運営委員会等で引き継いでこのことに当たっていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料84の提案事項の検討結果一覧表をごらんいただきたいと存じます。

まず左側に、委員の皆さんから御提案いただきました項目、右側に、検討、協議の結果をそれぞれ記載しているところであります。

初めに、協議の結果、今後も継続して協議していく事項になりました項目として、7ページの提案番号85、代表及び一般質問時におけるパソコン等による資料提示の検討、番号87、本会議場へのプレゼンテーションツール——これはパソコンやプロジェクターやOHP——の導入であります。これらは議場の環境整備との関係もありますので、長期的な課題として位置づけていこうということでございました。

次に、8ページの提案番号90であります。通年議会についてであります。自治法の改正により、条例で規定することによって会期を通年とすることが可能となったものですが、運用面の課題整理や執行機関との調整も必要なことから、中期的な課題として、議会運営委員会で今後検討していただきたいと考えているところであります。

次に、9ページをお願いいたします。番号114から116までの3項目であります。予算・決算特別委員会設置に関するものでございます。審査方法や上程時の質疑、委員会の構成、体制など、さまざまな課題の整理が必要でございます。環境を整えば設置に向けた協議をしていくということの結果となっております。

次に、10ページをお願いいたします。番号の122、議員定数についてであります。これについては、議会基本条例第21条にも、議会として使命を果たすに足る定数を基本としつつ、市政を取り巻く状況なども考慮することといたしましたが、まさにそのような形で、

今後判断していくべきものと理解しているところであります。

以上が、継続して協議していく事項7件でございます。

次に、議会運営委員会にその判断を委ねた事項であります。

8ページに戻っていただきまして、提案番号93、議案についての討論申し出があった場合は原則認めること及び番号95、緊急質問の許可基準に客観基準を設けることの2件であります。これについては、私から改めて議会運営委員長に、なるべく早くこの御協議をいただくよう依頼をしまいたいと考えています。

次に、合意され、既に実施されている事項、また、実施が確定しているもの、また、これらのうち、調整等が必要と思われるものなどを中心に確認してまいりたいと思います。

まず、戻りますが、2ページをお願いいたします。③議会と市民との関係の中で、複数提案のありました議会報告会であります。実行委員会委員の皆さんを中心に、5月18日の開催に向けて着々と準備を進めていただいているところでございますが、また、議会基本条例の中で、その開催を市民の皆さんに約束している事案でもございます。

調布市議会といたしまして初めての試みであり、試行錯誤することもあるかと思いますが、議員全員で協力し、実りある報告会にしまいたいと考えておりますので、実施に向けて、改めて各会派の御理解と御協力をお願いいたしたいと存じます。

次に、3ページ、④傍聴者への環境整備であります。車椅子の方の傍聴スペースを議場内に設置したところでありますが、車椅子傍聴の方から、ひざ下の目隠しと資料を置く机があったほうがありがたいという要望をいただいております。これにつきましては、次期定例会から対応するよう、今、準備を進めているところでございます。

また、手話通訳者や要約筆記者が必要な場合は、専門の人をお願いする予算を今年度から計上いたしましたので、改めて御報告いたします。

次に、⑤陳情・請願では、陳情者から趣旨説明を、委員会の了承を得て、昨年年第3回定例会から実施しております。お1人の方から同時に複数の陳情等が提出された場合の説明時間の調整や、説明の可否の連絡方法等につきまして、御意見があることは承知しておりますが、市民に開かれ信頼される議会の実現のため導入した制度であり、委員会としてその決定に責任を持っていただくことで、現行の手法をとっております。そのことを基本として、今後改善が必要なものは検討し、改めていくことがもしあれば考えていきたいということでございます。

次に、4ページに参りまして、⑥広報・広聴機能の充実で、提案番号48の行政視察・研修視察報告書については、現在、掲載の準備を進めており、準備が整った時点で速やかに公開してまいります。

提案番号49の政務活動費の使用状況については、使途項目ごとの使用額一覧表を既にホームページに掲載しております。

また、市議会だよりにつきましては、御案内のとおり、第1回定例会分から、市報と同時に戸別配布することとなっております。発行予定は5月5日とのことでございます。

次に、5ページに参りまして、提案番号57以下にあります常任委員会のインターネット中継につきましては、この第1回定例会から実施したところでありますが、発言の際のマイクの入れ忘れなどが若干見受けられたようではありますが、せっかくの中継でありますので、音声のない映像にならないように、個々の議員に注意をお願いしたいと思っています。

次に、6ページに参りまして、⑦議会と市長・執行部との関係では、一問一答方式を導入し、一括質問方式と選択式といたしました。また、これに伴いまして対面式の質問席を設置いたしました。あわせて、理事者に対し質問権を付与したところでありますが、カメラも新たに正面に設置いたしました。アングルについての御要望があるようではありますが、次回定例会までに、対応できる範囲での調整を予定しております。

少し飛びまして、8ページをお願いいたします。提案番号99及び100であります。私たち議員の政策形成や立案能力向上のために研修を実施していくことで合意し、講師等お願いする経費を本年度予算に計上しております。どのような内容で実施するのか協議していかなければならないと考えています。

続いて、9ページに参りまして、提案番号113であります。本年度も各常任委員会は所管事務の調査のため視察等を実施することとなりますが、調査事項については十分に協議して御決定いただきたいと思っております。

また、調査終了後は委員会で振り返りなどを行い、どのように市政に生かしていくかなどの議論をしていただきますよう、あわせてお願いいたします。その協議の結果が、先ほど触れましたが、視察報告の中に反映され、公表されていくことが、市民に対する報告として理想的な形であると考えています。

これは、形が変わることも1つの方法と考えておりますが、それぞれの議員さんが視察に行って、それぞれの質問、それぞれの受けとめ方、それぞれの考え方、そうしたものを報告書にまとめていただき、今、提出していただいているところであります。

今後、考え方といたしましては、委員会で皆さんと視察結果を御議論いただいて、最終的に委員会としての視察報告書も1つの方法かと考えています。それぞれの議員が報告書を出すのも考え方の1つではありますが、委員会としての報告書も1つの考え方として思っていますので、今後検討していきたいと考えているところであります。

次に、10ページの提案番号123、124の、委員会や審議会に所属する議員の報酬につい

てであります。議会の独立性の観点から、委員の就任を控えていくことで合意し、まずは消防委員会委員、表彰審査委員会委員、環境保全審議会委員の3つの附属委員会の委員については、理事者と協議することとなっております。

具体的な対応につきましては、理事者の考えを求めるため、改めて議長名で回答を依頼する文書を送付し、議会の意向に沿う形で回答を得たところであります。第2回定例会では人事の変更が予定されておりますので、その前段までに、この3つの委員会については、条例等の改正を行い、就任しない内容で決定してまいりたいと考えています。

以上が、これまで協議、検討し、一定の方向性を得た各提案項目の確認等でございます。

○川畑副座長

説明が終わりました。ただいまの説明に対して質疑等がございましたら、挙手にてお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、提案項目（127項目）の検討結果等の確認については御了承をお願いいたします。

続きまして、(2)議員研修についてを議題といたします。座長からの説明をお願いいたします。座長。

○伊藤座長

それでは、続いて、議員研修についてでございます。

先ほど、これまで御協議いただきました項目の振り返りの中でも触れさせていただきましたが、調布市議会といたしましての研修の実施についてであります。

我々議員が政策立案や政策提言を行えるよう勉強し、力をつけることが、議会機能の強化という意味でも最も大切なことでございます。予算も計上しておりますので、5月の末、この代表者会議の任期満了までに、研修の内容等について一定の方向性を出していきたいと考えているところでございます。

ちなみに、去年は各会派から講師の推薦をいただき、5月に議員会のお金で加藤幸雄先生をお招きし、「分権時代に求められる議会と議会改革」という内容でお話をいただいたところであります。皆様の御意見を伺いたいと思います。

以上でございます。

○川畑副座長

ただいま説明が終わりました。ただいまの説明に対して質疑等、あるいは御意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。ございませんか。はい、雨宮幸男委員。

○雨宮〔幸〕委員

突然の提案なんで、十分考えられないんですが、これ、研修の形式とか様式については、特段こういう方向というのは考えているわけではないんですか。例えば、講師を呼ぶとか、どこかに行くとか、あるいはほかの議会と交流するとかみたいな、いろんな形態があると思うんですけど、今のところはどんなふうに考えれば。全くフリーハンドでいいんですかね。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

今のところ、全くフリーハンドであります。ただ、今、うちの28人の議員さんが突如、予定を組んで全員でどこかに行こうというのはなかなか難しい状況ではないのかな。そこを判断すると、これからやはりいろいろな課題、または地方分権、もしくは予算の東京都でやっているの何だっけ、林さん。予算の組み立て方の東京都の推薦しているの何だっけ。

○林委員

発生主義。

○伊藤座長

発生主義の何とかというのがあるでしょう。そういった勉強会も含めて1つの考え方のかな——例えばですよ。そんなことがあるんだけど、それは、逆に皆さんからいろいろな御意見を出していただいて、方向性を定めて、そういう研修会を行うということになるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうかね。

○雨宮〔幸〕委員

この代表者会議でその内容について詰めをするということなのかなというふうにちょっと今受けとめたんですが、そういたしますと、どんなことをやるかというのは、きょうのきょうですぐというわけにはなかなかいかないというふうに思うんですよね。その集約についてはどんなふうになるんでしょう。

○伊藤座長

前回は実は形式的にはこのようにとっています。座長宛てに提案を各会派からいただきました。その提案を一覧にまとめて皆さんにお示しし、今回はこの形でいかがでしょうかという協議をこの場においてさせていただいて、加藤先生に決定し、ここで御講演いただいたという手順があったと記憶しています。ですから、今回も、それは研修、もしくは視察を含めて、どの形で最終的な決定がなされるかわかりませんが、皆さんの会派でぜひ今月中にまとめていただいて、座長に提案する形をとっていただけませんか。それ

で、最終的な案がまとまるのは――きょうが最後じゃありませんので、実は5月末までありますから、そこでひとつずつこけないようにお願いしますよ。そこを決めて、この5月末を迎えたいと。こんなことでお願いいたしたいと思っていますので、いかがでしょうか、各会派で今月中に御提案いただくという。

○川畑副座長

はい、大河委員。

○大河委員

ちょっとお聞きしたいのは、今年度は、今言ったように座長提案を出してということですが、今後、議員研修というのはこういったスタイル、例えば、議長へ提案してというふうな形になるのか、そのときの議長によって違ってくるのかというのは何かあるんでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

考え方といたしまして、先ほど申し上げましたように、この代表者会議は5月末をもって自動的に解任されます。したがって、この後の説明にも出てきますけれども、内容によっては議会運営委員会、内容によっては幹事長会議、内容によっては〇〇、そういうところに振り分けていきますよという、このことを後ほど説明させていただきたいと思います。

○川畑副座長

ほかに。では、大河委員。

○大河委員

例えば横須賀市議会では、いつも、年に1回だったと思うんですけど、議会終了のときに、その議会で課題になっていることや、例えば土地開発公社を解散するかどうか、そういうふうな課題でしたら、本会議場にその講師を呼んで、そして、傍聴というか、議員以外も可ということでやっているというふうなこともあるようですけれども、何かそういうふうに定例的にするかどうかというのは、また今後考えていくということなんですね。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

この代表者会議で皆さんの合意をいただいて、次年度から正式に予算をいただいて、議員研修と位置づけて事業をしていくということは、もう決まっているというふうに思っています。ただ、今、大河委員さんのお話のように、その方法、手段については、現在まだ

定まっているものではありませんので、できるならばその年その年の方法が、今の段階では一番実施しやすい中身なのかな。年間を通して何月にこういう形で決まった形で実施するということになるのは、まだこれから協議が必要なのかなと、こんなふうに今聞いておりました。

以上です。

○川畑副座長

よろしいでしょうか。

○大河委員

はい。

○川畑副座長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、議員研修につきましては、先ほど座長のほうで提案されました方向性で了承をお願いいたします。

次に、(3)市民への議会報告実行委員会についてを議題といたします。座長のほうから説明をお願いいたします。座長。

○伊藤座長

それでは、市民への議会報告実行委員会についてでございます。

現在、議会報告実行委員会委員の皆さんには、5月18日の開催に向けて鋭意努力していただいているところでございますが、本日御協議いただきたいのは、議会報告会開催後の同委員会の取り扱いということであります。

御存じのとおり、昨年12月に、市議会だより運営委員会を広報委員会として新たに要綱を定め、所掌事項を議会広報全般とし、機能強化を図りました。さらに、第1回定例会におきまして会議規則を改正し、議会運営等における協議、調整の場として位置づけたところであります。

一方、市民への議会報告実行委員会については、昨年7月に議会報告会の開催の方向性が決定した段階で設置されました。12月に広報委員会が設置された段階では、既に報告会に向けて協議が進んでおりましたので、あえて両委員会の所掌事項に関する整理はいたしませんでした。5月18日の報告会開催後は、広報委員会要綱及び市民への議会報告実行委員会要領、それぞれの規定を改正させていただいて、議会の広報全般を所掌する広報委員会に、議会報告会の開催に関する事項も委ねていく方向で整理いたしたいと考えておりま

すので、皆様の御意見をいただきたいと思っています。

以上でございます。

○川畑副座長

ただいま座長からの説明が終わりました。ただいまの説明に対して質疑等がございますでしょうか。はい、雨宮幸男委員。

○雨宮〔幸〕委員

質疑というよりか、感想的な発言なんですけど、きょうは実は、ここで私も含めて4人が午後一番、1時から実行委員会をやって、これも既にもう11回目を数えているんですよね。結構な作業量というか、仕事量があって、広報委員会と大体同じような顔ぶれでやっているんですけど、議会だよりをつくるに当たって、いろいろ仕事がふえてきているじゃないですか。それぞれの議員さんへの負担も大きくなっているという思いも、もちろんありますけども。だから、特に異議を唱えるというほどのものではないんですが、相当程度作業量が大きいなということで、ちょっとその中身の検討というのか、精査というのか、当該の2つの委員会でする必要があるのかなんていうことをふと思ったりしたんですよ。やってみて、本当に予想以上に、作業量というか、仕事量が多いなと思って、それは本当に実感しているところなんです。そういう話です。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

当然そういったことは想定できている範囲でありまして、そうしたことを皆さん御理解いただいた上でこの議会報告会をしよう。ただ、いろいろと今回初めてでありますから、試行錯誤して作業を進めていく上で改善を図れる部分というのが私は出てくるんじゃないかと思っています。もしくは、改善を図らなくても、なれてくるという意味合いでは、ある程度の簡略化といいたましようか、精神的な楽さもいずれは出てくるのかなと、こんなふうに感じています。

ただ、議会報告会を行うことについては、それぞれ温度差が当然最初からありました。それをとにかく理解していただいて、このことを進めてきたわけですから、まずは提案されて一番力強く発言されていた雨宮幸男委員には、逆にそういう発言をぜひ控えていただきたいなと、こんなふうに考えて今聞いていましたので、皆さんのリーダーシップをとっていただくような、ぜひよろしく願いいたしますよ。これは私からの衷心からのお願いでございますので、ひとつ御理解いただければと思っています。

ただ、今お話があったように、これを、広報委員会ですから、広報全般ですから、そこ

に全部統合していきたいという、私の今の説明はそうなんですけれども、いやいや、これは実行委員会として1つちゃんとつくっておいたほうが、今までどおり、この要綱をそのまま残したほうがいいんじゃないの、メンバーがかわってもと。こういう考え方も一方ではありますから、こうした議論は、私はちょっときょうお聞きしたいなど、こういうことでございます。

○川畑副座長

よろしいですか、雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

まあ、いいというか、何というか……。

○川畑副座長

ほかに御意見ございますか。大河委員。

○大河委員

私も報告会はしたほうがいいというふうに言ってきたものですから、広報委員会も両方やらせていただいているので、大変活発で結構なことだというふうには認識しております。ただ、議会報告会というのは公務で全議員が、やっぱり決まった以上はみんなで開かれた議会のためにしっかりやっていこうということなので、やる前提としてですけれども、中心は委員会であり、実行委員会であり、やはりそのことに対しては、決まった決定には協力をみんなでしていくというようなことの認識は、やろうというふうに条例上だったので、言っていただければいいんじゃないかなというふうには思います。やはりやっていく中で、初めてですからなかなかね。形が決まっていなくて、おっしゃるように、まだ改善を図るとか簡略化というところまで行っていないので、最初のところの大変さはあると思いますが、やっていくうちに、2回できる、3回できるというふうになるかもしれませんので、そういう意味も含めて、今回は実行委員会をやってきたことでやれたという部分もあるので、可能であれば、そういうマニュアルが実行委員会として残って行ってやっていくのも私は1つの考え方かなというふうには思います。

○川畑副座長

ほかにごございますか。はい、小林委員。

○小林委員

今、実行委員会でやっていただいている、それをどうのこうの言うわけじゃないんですけども、どうしても会派に戻ってくる内容が余り……執行しているメンバーからの情報なので、逆に言えば、その実行委員会、例えば代表者会とか幹事長会がそれをやっていって会派に落としていくほうが要するにいいのかなという気がしているんですね。前、

この報告会をやるときの裏方は幹事長でやりましょうよみたいな話がありましたよね。チラシまきも椅子片づけも皆。ああいう部分が今、実行委員会に振られて、すごく重たくなっちゃっているというか、大変になっちゃっているかなという心配が今あるので、今後、代表者会がなくなると、やっぱりこの報告会に関して幹事長会の位置づけが余りなくなってきた、全部みんなにお任せしちゃっているような部分があつて。もうちょっとこの部分で、上のほうの動かしている部分は、余りちゃんと言えないんですけども、ここで決めていたほうが回しやすいかなみたいな感じはしましたね。それは今回どうのこうのじゃないですけど、今後の話で。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

いろいろと御提案はありがとうございますね。ただ、今言っている、そのとおりだなという部分も当然ありますので、ここを今現状は、市民への議会報告会要領という形で約束事を定めて、それを根拠にこの議会報告委員会をつくっています。ですから、この根拠を外して、何らかのところに合流させるのがいいのか、いや、この要領は残しておいて、役選があるときに多少の入れかわりはあるかもしれないけれども、そういう人たちにこの実行委員会を今後も担っていただくというのがいいのか、例えば、この要領に、このメンバーは各会派幹事長とするとかいうようなことをすると、幹事長会議じゃなくて、この要領に自動的におさまるという考え方もありますよね。その辺はいかがでしょうかね。

○川畑副座長

ほかにございせんか。はい、大河委員、どうぞ。

○大河委員

一人会派の私が言えたあれではございませんけれども、全体に今回やってみて、やはり各会派に対して、特に多い方のところに周知していくことの難しさがあるような気がいたします。やはり会派の中でそれなりの役についている方がきちんと伝えていくというのが流れをスムーズにする、今回学んだところかなという気はいたしますので、もし可能であれば、今おっしゃったようなやり方が割と合理的ではないかなと思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮〔幸〕委員

私もちょっと似たような感想なんですけど、要するに、報告会の独立した執行集団というんですかね、そういうものはやっぱり独立した存在として位置づけておいたほうがわかり

やすいような気がしますね。ただ、その構成メンバーについては、今御意見があったような、幹事長なら幹事長で構成するというふうなことでやれば、一応、全会派も網羅できるし、それで、一定の意思決定も割とその場で可能になるというふうな状況も生まれてくるんじゃないかなというふうに思いますんで、先ほどの小林さんの提案はなるほどなと思いました。

○川畑副座長

ほかに、御発言なさっていない……井上委員。

○井上委員

ちょっと確認なんですけども、広報委員会の所掌事項では、議会の広報に関することというのが含まれていると思うんですね。それを市民への議会報告会の——今回は実行委員会という形でやっていますけれども、広報委員会の中で、報告会についても広報の同じ枠の1つという意味で議論していくのか、あるいは、今回は新しい試みですので、実行委員会が立ち上がっていますけども、実行委員会形式をもって報告会をやっていくのか、その辺の役割振りというのは、今、座長のお話を伺っていると、広報全般のことだから、広報委員会の中でこの報告会についても協議していく必要があるんじゃないかというような受けとめを私はしたんですけども、そうすると、広報委員会の要綱の下に要領という形になるんですかね。そこで、各会派幹事長が1名。現在、5名以上の会派からは2人というような文言がたしかあったと思うんですけども、幹事長プラスもう一人という形になるのか。その辺が明言されるというふうに理解しておけばいいんですかね。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

まだそこまで私も、今考えをまとめていませんが、皆さんの意見を聞きながら最終的な判断をしたいと思っています。まず、これが前提です。

そこで考えますと、無理に広報委員会にこの議会報告会を統合するというのを避けて考えるならば、それでは議会報告会要領というものが今存在して、そして実行委員会を設けているわけですから、この実行委員会のメンバーの数は今のとおりにしたい。複数会派はその中に必ず幹事長が入る。例えばそういう縛りをそこに入れることによって、先ほどの小林委員さんからの御提案ですと、幹事長さんがそこに必ず入ってくるということになりませんか。そんな考え方はいかがでしょうかね。

○井上委員

そうすると、要は別組織を今後つくっていくという理解をします。そうすると、広報委

員会のその他広報に関することというのは、逆にどういう理解をしておけばいいんですかね。何か考えられることがあれば、広報的などころはその委員会で所管しますよという理解でいいわけですか。

○伊藤座長

議会報告会そのものを整理してよく考えると、先ほど井上委員さんから発言があったときに、自分なりにすんと落ちたところがあるんですが、議会報告会というのは広報のかなというまず前提が、そこに皆さん議論があると思うんですね。これは広報じゃない、宣伝じゃないでしょうという部分。だから、議会報告会は今までのように、要領としてせつかくあるこのものはこのまま残しておいて、別組織として運営していったほうが、むしろわかりやすいのではないかという観点。もう一方は、広報委員会にこのことを全て委ねるとなると、非常に多い、幅広い議論をしなきゃなりませんので、これはこれとして今のまま、要綱でありますから、これをせつかく要綱で定め、そして所掌範囲も広げたわけですから、これはここで置いておくと。こういう考え方も、私は最終的な案に近くなってくるのかなと、こんなふうに思っているんですがね。

○川畑副座長

よろしいですか。

○井上委員

お考えはわかりました。

○川畑副座長

林委員、どうぞ。

○林委員

今まで議論を拝聴していて思っているのが、基本的に今、実行委員会が構成されて、うちの会派からも副幹事長が出ております。その実行委員会の中で決まったことについては、正直言って唐突感のあるものも多いんですけども、ただ、それはそれで、私たちの会派として実行委員会に送り出している以上は、それは皆さんでやっていくということで粛々と会派の中で理解していただいているという現状があります。

今の議論の中で、果たして今後どうするかという話をされているんだと思うんですけども、この中にも書いてあるように、実施しながら改善を図っていくというふうに書かれています。5月18日実施されて、その後、検証の場が必要なのかなというふうに思っています。その段階で、今出た意見——今ここで結論を出すことはないというふうに私は思っております。今出た意見をもとに、その18日の検証を踏まえて、どういうふうに方向性を出していけばいいのかなというふうにしていけばいいのかなと思っているんですけども、

その辺について皆さんはどういうふうにお考えなのか、逆にお伺いしたいなと思っていますけど。

○川畑副座長

今、林委員さんから、5月18日に行われた後、検証をという、今、皆さんに御意見をということでございますが、皆さんから御意見ございましたら、お願いしたいと思いますが、ございますか。井上委員。

○井上委員

林委員の会派からは実行委員長のほうも出していただいているということで、ことし初めてこういう形で実行委員会をつくり、5月18日に実際に報告会をやるということでありますので、まさに検証した上で、当然、初めての実行委員会なわけですから、いろいろと御苦労もあるでしょうし、ここはこういうふうに改善していったほうがいいよねというような実行委員会内のいろんな思いとか考え方というのもあろうかと思っておりますので、ここで結論を出すというよりは、18日が終わり、実行委員の皆さんの率直な感想等も含めて御意見をお伺いした上で、組織づくりについては——今ここでいろんな議論は出ていますけれども、あわせてよりよい方向でいければいいのかなというふうに、林委員のお話を伺っていて感じたところであります。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。はい、雨宮幸男委員。

○雨宮〔幸〕委員

私もそういう線だろうというふうに思います。何せ、どういう結果になるかをしっかりと見詰め直すというか、見詰めていかないとというのが1つあるのと、それから、さっき広報委員会の話にもありましたけれども、広報委員会のほうでは、議会だよりの編集について、ようやく自分たちのみずからの図でつくろうというところはかなり踏み込んだ形で作業が進み始めているんですが、これは私の個人的な見解ですけど、さらに広報委員会としての独自の仕事とすれば、議会としてのホームページなんかをどうするかというような問題も新しい課題として多分出てくるんだろうなというふうに思うんです。ですから、そういう意味でいくと、先ほど言ったように、報告会のほうは独立した組織でというほうがすっきりするんじゃないのかなという感じはします。だから、構成メンバーについてはさっきもちょっと、小林委員の提案も含めてそういう考え方もありかなというふうに思っています。

○川畑副座長

はい、小林委員。

○小林委員

私も林委員の提案でよろしいのかなというふうに思います。とりあえずやって、その検証の中で、もう少し改善が図られていけばいいんじゃないかな。ちょっとやっぱり今、重たいというか、大変という声が聞こえてきていますんで、そこにどう私たちが加われればいいのか、お手伝いがもう少しできればいいかなというような思いがしていますんで、一応発言させていただきました。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。では、座長。

○伊藤座長

皆様の御意見は本当にそのとおりであると思っています。最後にそのような形で私も皆さんにお願いしようかなと思っていた、まさにその内容でありまして、5月18日の議会報告会が済んだ段階でこの代表者会議を開催させていただき、もしくはその実行委員会の中でも速やかに反省会などが行われるだろうと。そうした意見をいただきながら、最終的な方向性を進めていければと、こんなふうをお願いしようということで、皆さん御理解をいただいたというふうに思っていますが、それでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤座長

わかりました。では、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

○川畑副座長

よろしくお願いいたします。

次に、(4)政治倫理に関する規定についてを議題といたします。座長のほうから説明をお願いいたします。座長。

○伊藤座長

政治倫理に関する規定についてでございます。

この件につきましては、先般制定いたしました議会基本条例において、第7章第19条において議員の政治倫理について定めたところでありますが、あわせて具体的な内容等については別に定めることと規定しておりますので、議会基本条例の内容を協議した私たちの責任において、残された任期内で、できる限り詰めていきたいと考えておりますので、委員の皆さんの御協力をよろしくお願いいたしたいと思います。

本日は、政治倫理について既に制定している他団体の規定を参考に内容を整理したもの

を資料85として作成いたしましたので、ごらんいただきたいと存じます。

まず、概要を説明いたしますと、規定する内容であります、表の左側の項目欄にありますように、制定の目的、対象となる議員等の責務、そして政治倫理基準などであります。

初めに、規定の目的であります、市議会の政治倫理条例として議員のみを対象としているものから、市長と議員、または特別職と議員を対象としているものなどがあります。

次に、政治倫理基準については、中央の主な内容の欄に記載のとおり、議員としての品位の保持、寄附に関すること、また、人事権への介入の禁止や特定企業へのあっせんの禁止、親族が役員を務める企業の請負の制限などが主な事項として規定されています。調布市議会といたしましても何を遵守事項として定めていくか、今後協議が必要でございます。

次に、2ページに参りまして、遵守すべき事項に違反の疑いがあった場合の審査の請求についての規定であります。審査の請求についても、市民1人の請求から可とするものから、有権者や議員数の一定の割合を超える数の請求を条件としているものなどがあります。

次に、審査に関する機関についてであります。常設の場合、2年の任期が多いのでありますが、必要に応じて設置を規定しているものがございます。また、委員構成も、学識のみ、議員のみ、議員と学識としているところもあり、委員数もさまざまであります。

最後に、4ページです。多摩地区での制定例であります。多摩地区では、把握している範囲では全て条例で定めており、他地域でも条例のケースが多く見受けられますが、規定や要綱としているところもあります。

いずれにいたしましても、政治倫理の規定につきましては、今申し上げたような幾つかのポイントを中心に、今後協議していく必要があるものと考えておりますので、皆様の御意見をいただければと思います。

以上でございます。

#### ○川畑副座長

説明が終わりました。政治倫理に関する規定についての資料をお示ししましたが、座長の説明について質疑、または政治倫理の規定に関する御意見等々ございましたら、皆さんから御意見を承りたいと思います。それでは、お願いいたします。井上委員。

#### ○井上委員

資料としては以前にいただいていたんですけども、今回初めてこういう形で、規定についてということいただきました。先ほど冒頭のほうで座長から、この任期の中で、議会基本条例についても制定されたわけだから、最終的にこの規定についてもしっかりとつくっていききたいという趣旨の御発言があったかと思うんですけども、そうすると、これは5月の、要は我々のこの改革代表者会議の任期内に規定していく方向性だというお考えとい

うことでよろしいんですか。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

でき得る限り、そのような形ででき上がればいいなど、このように思っています。

○井上委員

いずれにしましても、我々、会派のほうにこれは持ち帰らせていただいて、議会、議員、全体的話にもなってくるのだと思いますので、そのお時間を頂戴できればというふうには思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。はい、雨宮幸男委員。

○雨宮〔幸〕委員

さっき座長の説明にもありましたように、基本条例のほうで明確に規定、位置づけていますので、こういったものを別途定めるのは当然だというふうに思います。ただ、さっき井上さんも言われていたけど、やっぱり全議員に周知するというか、理解するというのも前提になるというふうに思いますので、きょうの段階でいただいた説明とこの資料というところで、改めて持ち帰って、検討、議論したいというふうに思っています。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、ほかにも御意見もないようでございますので、政治倫理に関する規定につきましては引き続き協議してまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、政治倫理に関する規定につきましては継続協議ということで、御了承のほどお願い申し上げます。

次に、2、議会基本条例の広報資料についてを議題といたします。座長のほうから説明をお願いいたします。

○伊藤座長

それでは、条例広報資料でございます。

議会基本条例の制定に当たりまして、解説つきの条例案を公表して、パブリックコメントを実施いたし、市民から解説の表現も含めた御意見をいただきました。いただいた御意見なども踏まえ、最終的に3月27日に条例が可決、制定されましたが、その内容にあわせて解説の内容も整理いたしました。それが資料86でございます。

議会基本条例の内容を市民によりわかりやすくお伝えするために、資料86をホームページ等に掲載するとともに、印刷したものを図書館等に配架し、内容を広報してまいりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○川畑副座長

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして質疑等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、特に御意見等もないようでございますので、議会基本条例の広報資料につきましては御了承をお願いいたします。

それでは、本日の日程は全て終了いたしました。その他、座長からございますか。

○伊藤座長

特に。

○川畑副座長

それでは、これで協議は終了させていただきます。

次回の代表者会議につきましては、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願いたします。

第32回代表者会議をこれにて終了させていただきます。お疲れさまでございました。

午後3時53分 散会